

学習指導要領における「方言」を辿る

白 勢 彩 子*

日本語学・日本文学分野

(2018年8月27日受理)

要 旨

「方言教育」という概念は、近年、大きく変容してきている。本稿では、戦後の学習指導要領（以下、「要領」と略）で方言がどのように示されてきたのかを今一度、丁寧に調査し、まとめることとした。調査にあたっては、「学習指導要領データベース」（学習指導要領データベース作成委員会，2014）を利用し、昭和22年度から平成元年度までを対象とした。小学校、中学校の国語の要領における、方言、なまり、標準語、共通語に関する表現を原典になるべく忠実に追った。なお、「正しい発音」が必ずしも方言を意図したものではない可能性もあることから、「正しい」の語は対象外とした。調査の結果、昭和26年度に「共通語」の語が導入された点、昭和33年度に、小・中ともに一旦「なまり」の表現が消え、小学校では方言も、標準語、共通語の語も出現がない点が大きな変化として捉えられた。さらに、昭和33年度は、「全国に通用することとその土地でしか使われないこととの違い」（小4）「話しことばと書きことば、共通語と方言などのそれぞれの違い」（中1）のように、方言が共通語に相對することばであり、位相の一つとして捉える傾向が見受けられるようになっており、変化が大きいと考えられた。昭和33年度については、「共通語」の用語の広まりの影響を受け、国語教育界における標準語に関する論争がなされたことと、要領作成の方針等の影響があるものと考えられた。一方、昭和26年度の変化については、従来、言語調査で「共通語」が定義されたことが国語教育界に影響したことが要因と考えられてきたが、この定義付けから要領の改訂まで短期間であり、どのような経緯で反映されるに至ったのかについては今後丁寧に検討する必要があると考えられた。

キーワード：国語、学習指導要領、方言、標準語、共通語

1. はじめに

「方言教育」という概念は、近年、大きく変容してきている。平成12年12月、国語審議会は「現代社会における敬意表現」を答申し、「二. 現代社会の言葉遣いをめぐる課題」中の「1 都市化の進展と言葉遣い」に下記のように表現し、方言が不可欠なもので多様な言葉の一つとして認めるとの立場を示した。

なお、異なる地域社会に属する人や未知の人など

との意思疎通には全国的に通用する共通語が必要である一方で、地方の伝統文化や地域社会の豊かな人間関係を担う言葉として方言もまた不可欠である。共通語と方言という言葉の多様性を認め、相手や場面に応じて両者を使い分けることも敬意表現の一側面であり、現代社会における言葉遣いの課題の一つである。

平成28年5月に開催された方言研究会のシンポジウムでは、創立50周年企画報告として方言教材の開

* 東京学芸大学 日本語・日本文学研究講座 日本語学・日本文学分野 (184-8501 小金井市貫井北町4-1-1)

発が話題とされ、注目を集めた(松丸真大, 2016)。この論考では方言教育の実践報告も紹介され、非常に興味深い。現在、方言教育が転換時期にきているのではないかと思われる。

筆者は、従来、大学教育における方言の扱いを試みている。国立国語研究所『日本言語地図』を資料とし、演習形式で学ぶ授業を行い、学生が主体的に方言について議論する機会を設けた。方言地図を読むことにより、方言や言語変化等、日本語学の知識を養うことに加え、メディアリテラシーの力も養うことができるのではないかと考え、多角的な効果を期待して実践した。平成28年度は、教員養成の課程であることを考慮し、方言の教材化についても集中的に討論し、非常に活発な意見交換が行われ、有意義であった。大学においても、方言を素材とした教育には大きな可能性があることを実感した。

学習指導要領(以下、適宜「要領」と略)で方言がどのように扱われてきたかについて、変遷過程は多くの論文で指摘がある。しかしながら、その一方で、正確でない記述も散見される。例えば、「1958年の学習指導要領では「なまりのない正しい発音で話すこと」が求められるようになりました。」(きょういくじん会議, 2015)とある。「なまりのない正しい発音」(要領では「なまりや癖のない正しい発音」)の語句は、1977年に初めて示されたものである。この例のように、要領における方言の記載については誤解と思われる記述を見かけることが少なからずあり、また、誤った引用がさらに引用されているのではないかと危惧している。

そこで、本稿において、戦後の要領で方言がどのように示されてきたのかを今一度、丁寧に追っておきたいと考えた。本論に目新しいところはないかもしれないが、できるだけ資料に忠実に示していきたい。方言を扱うには、標準語、共通語についても記述を確かめる必要があり、併せて記述していく。

2. 学習指導要領における方言の扱い

方言、なまり、標準語、共通語に関する表現について、小学校、中学校の国語の要領を調査した。「正しい」の語は対象外とした。「正しい発音」が必ずしも方言を意図したものではない可能性もあり、曖昧であると考えたことによる。調査にあたっては、「学習指導要領データベース」(学習指導要領データベース作成委員会, 2014)を利用し、昭和22年度から平成元年度までを対象とした。該当部分だけ引用するが、適

宜、前後も引くこととする。各章・節等のタイトルはゴシック体で示す。なお、引用部分では適宜、漢数字を算用数字に改めた。以下、該当する語、表現に下線を付す。

2. 1 昭和22年度「学習指導要領国語科編(試案)」

第一章 まえがき

第二節 国語科学習指導の目標

二 相手によくわかるように、はっきりとものをいう。

(二) なるべく、方言や、なまり、舌のもつれをなおして、標準語に近づける。

第三章 小学校四、五、六学年の国語科学習指導

第一節 話しかた

三 話しかた学習指導上注意すべき点

(三) できるだけ、語法の正しいことばをつかい、俗語または方言をさけるようにする。

第四章 中学校国語科学習指導

第二節 話しかた

三 目標

(一) 標準語で話す。

六 話しかたの学習指導

(一) 第一学年の学習指導。

2 ふだんのことばにおける誤りやなまりを訂正する。

2. 2 昭和26年度「小学校学習指導要領国語科編(試案)改訂版」

第一章 国語科の目標

第三節 国語科学習指導の一般目標は何か

一 ことばはどんな役割をもっているか

国語教育についての、これまでの考え方からすれば、話しことばは、家庭や社会で自然に学ばれるから、学校では、その誤りをただし、特に方言やなまりのきょう正をすればよいとされ、一方、読み書きは、学校で特に、系統的に指導する必要があるとされてきたようであった。このような考え方からすれば、学校における国語の学習指導は、非常に狭い範囲のものになってくる。

そこで、国語学習指導の目標を考える場合には、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことの四つの言語活動が、社会生活をしていく上に、どれだけ必要であるか、また、それらは、人間の成長発達にとってどんな意義をもつものであるかということをよく考えた上で、国語学習指導の目標を考えていかななくてはならない。

第四節 小学校における国語科学習指導の目標は何か

〔話すこと〕

4 標準的なことばづかいや、正しいいまわしで、礼儀正しく話すことができる。

第三章 国語科学習指導の計画

第三節 国語能力表（注：本節については表より抜粋）

二 話すこと的能力

1 学年

13 なまりのない発音で話すことができる。

4 学年

9 方言を使わないで話すことができる。

四 書くこと的能力（作文）

5 学年

8 方言を区別して書くことができる。

第四節 幼稚園におけることばの指導はどう進めたらよいか

三 ことばの指導はどう進めたらよいか

2 聞くこと、話すことの指導に終始する。

この時期の話しことばは、著しく地域的で、方言・なまりが多く共通語に遠い。したがって、指導としては、この現実を離れることなく、ごく自然に、その中で理解される程度で、よい模範を示すことに努めなければならない。

第五節 第一学年の国語科学習指導はどう進めたらよいか

四 話すこと学習指導はどうしたらよいか

（一）指導の目あてをどこにおくか

9 なまりのない、はっきりした発音で話すことができるようにする。

（二）どう指導したらよいか

3 話をするときには、相手の顔を見ながら、相手にわかるように、なまりのないはっきりした声で話すように導く。発音のふめいりょうなものは、ラジオ・レコードなど聴覚教具を利用したり、音楽の指導と関連したりして、発音・発声・アクセントなどについて指導を進めていく。

12 音楽では、発音・発声などの指導をして、なまりをなおす。

第六節 第二学年の国語科学習指導はどう進めたらよいか

一 この学年の具体的指導目標は何か

（二）この学年の具体的指導目標は何か

4 ゆっくりと落付いて語勢や語調に注意しながら、人にわかるようにはっきりと共通語を話すことができるようにする。

三 話すこと学習指導はどうしたらよいか

（一）指導の目あてをどこにおくか

2 ゆっくり落ち着いて、語勢や語調に注意しながら、人にわかるようにはっきりと共通語を話すことができるようにする。

第七節 第三学年の国語科学習指導はどう進めたらよいか

三 話すこと学習指導はどうしたらよいか

（一）指導の目あてをどこにおくか

4 正しい共通語であることはいまでもなく、抑揚のある声で、しかも、その場にあった語調で話すことができるようにする。

（二）どう指導したらよいか

3 国語科の学習で、話すことを計画的に指導する。

（4）教科書や、いろいろな読み物の文を読んだり、ラジオを聞いたりすることによって、自分の使っていることばの中に、幼児語・方言・なまり・野卑なことばなどのあることに気づかせ、だんだんとよいことばや、共通語を使わせていくようにする。

第八節 第四学年の国語科学習指導はどう進めたらよいか

一 この学年の具体的指導目標は何か

（二）この学年の具体的指導目標は何か

4 方言を使わないで話したり、自分の語法の誤りを認めることができるようにする。

三 話すこと学習指導はどうしたらよいか

（一）指導の目あてをどこにおくか

6 方言を使わないで話したり、自分の語法の誤りを認めることができる。

（二）どう指導したらよいか

5 共通語を意識して使うようにするためには、ことばに対する意識を深めることがたいせつである。したがって、読本や、児童読み物からそういう意識を導き出すとともに、共通語の最も自然に使用される場面に立たせることがよい。たとえば、道路上で旅人に話しかけられた場合、目上の人（ことに先生）に話す場合、訪問先とか公的な席上での対話、転校してきた児童と話す場合などである。必要な場に立たされて習慣づけられること、このための不断の留意を教師がもたなくてはならない。

（三）どんな点に注意したらよいか

2 電話のかけ方の指導と共通語の指導とは、地域によってその必要性を異にする。したがって、その動機づけに不自然さのないよう留意することがたいせつである。

第九節 第五学年の国語科学習指導はどう進めたらよいか

- 一 この学年の具体的指導目標は何か
 (二) この学年の具体的指導目標は何か
 7 適切な語を選んだり、方言を区別して書いたり、敬語を適切に使って文を書くことができるようにする。
 三 話すことの学習指導はどうしたらよいか
 (三) どんな点に注意したらよいか
 3 できるだけ語法の正しいことばを使い、俗語または方言を避けるようにする
 五 書くこと(作文)の学習指導はどうしたらよいか
 (一) 指導の目あてをどこにおくか
 5 適切なことばを選んだり、方言を区別して書いたり、敬語を適切に使ったりして、文を書くことができるようにする。
 第十節 第六学年の国語科学習指導はどう進めたらよいか
 三 話すことの学習指導はどうしたらよいか
 (一) 指導の目あてをどこにおくか
 6 正しい語法に基いた共通語を話し、俗語や方言はできるだけ避けるようにする。

2. 3 昭和26年度「中学校・高等学校学習指導要領国語科編(試案)改訂版」

第一章 国語科の目標

三 小学校・中学校・高等学校における国語学習指導の一般目標は何か

今までは、国語は家庭や社会で自然に学ばれるもので、学校では生徒の言語の誤りを正し、特に話しことばにおける方言やなまりを正せばよい、ただ、読み書きの仕事は高い知的活動であるから、学校の系統的な学習指導は読み方と書き方と作文とに向けられなければならないと考えられていた。しかし、この考え方は、学校の国語教育の領域は非常に狭くなってしま

第二章 中学校の国語科の計画

二 話すこと

(五) 各学年の学習指導上の注意

そして、どんな地域の生徒たちも中学校を卒業するまでに、必要に応じて共通語を正しく使えるようにならなければならない。

第十章 中学校・高等学校の国語科の評価

五 評価表の例

(三) 話す力の評価表

C 生徒が聴衆を前にして話をするときに、教師が行う評価表

(話すことのいろいろの面についての批判や注意に関

する項目の一つに)

方言の使用、乱暴なことば

2. 4 昭和33年度「小学校学習指導要領(昭和33年10月1日施行)」

第2章 各教科

第1節 国語

第2 各学年の目標および内容

[第4学年]

2 内容

B 以上の聞くこと、話すこと、読むこと、書くことにわたって、ことばに関する次のような事項を指導する。

(7) 全国に通用することばとその土地でしか使われないことばとの違いを理解すること。

[第5学年]

2 内容

B 以上の聞くこと、話すこと、読むこと、書くことにわたって、ことばに関する次のような事項を指導する。

(5) 全国に通用することばで書くようにすること。

第3 指導計画作成および学習指導の方針

3 聞くこと、話すこと、読むこと、書くことのうち、聞くこと、話すことに関しては低学年からじゅうぶんに指導し、小学校の第6学年を終了するまでに、どのような地域においても、全国に通用することばで、一応聞いたり話したりすることができるようにする。

2. 5 昭和33年度「中学校学習指導要領(昭和33年10月1日施行)」

第2 各学年の目標および内容

[第1学年]

2 内容

B 以上の聞くこと、話すこと、読むこと、書くことの学習を通して、ことばに関する次のような指導を行う。

(3) なお、指導にあたっては、次のような点に留意する。

オ 話しことばと書きことば、共通語と方言などのそれぞれの違いを考えさせる。

[第2学年]

B 以上の聞くこと、話すこと、読むこと、書くことの学習を通して、ことばに関する次のような指導を行う。

(3) なお、指導にあたって留意する点については、第1学年の内容のBの(3)に同じとする。

[第3学年]

B 以上の聞くこと、話すこと、読むこと、書くことの学習を通して、ことばに関する次のような指導を行う。

(3) なお、指導にあたって留意する点については、第1学年の内容のBの(3)に同じとする。

第3 指導計画作成および学習指導の方針

2 なお、共通語の発音については、小学校における学習を基礎として適宜指導することとする。

2. 6 昭和43年度「小学校学習指導要領」(昭和46年4月施行)

第2章 各教科

第1節 国語

[第3学年]

2 内容

A 聞くこと、話すこと

(2) (1)の指導と関連させて、ことばに関する次の事項について指導する。

ア 発音のなまりや癖を直すようにすること。

[第4学年]

2 内容

A 聞くこと、話すこと

(2) (1)の指導と関連させて、ことばに関する次の事項について指導する。

ウ 共通語と方言とは違いがあることを理解し、また、必要な場合には共通語で話すようにすること。

[第5学年]

2 内容

A 聞くこと、話すこと

(2) (1)の指導と関連させて、ことばに関する次の事項について指導する。

ウ 必要な場合には共通語で話すこと。

[第6学年]

2 内容

A 聞くこと、話すこと

(2) (1)の指導と関連させて、ことばに関する次の事項について指導する。

ウ 必要な場合には共通語で話すこと。

2. 7 昭和44年度「中学校学習指導要領」(昭和47年4月施行)

第2 各学年の目標および内容

[第1学年]

2 内容

D ことばに関する事項

(2) 上記(1)の指導に当たっては、次の事項を理解

させるようにする。

オ 話しことばと書きことばとの関係、共通語と方言との関係など。

第3 指導計画の作成と各学年にわたる内容の取り扱い

3 第2の各学年の内容のAの指導(注:「聞くこと、話すこと」)に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(2) 共通語については、適切に話すことができるようにすること。

2. 8 昭和52年度「小学校学習指導要領」(昭和55年4月施行)

第2 各学年の目標及び内容

[第3学年]

2 内容

[言語事項]

(1) 国語による表現力及び理解力の基礎を養うため、A及びBの指導を通して、次の言語に関する事項について指導する。

ア 発音のなまりや癖を直すようにして話すこと。

[第4学年]

2 内容

[言語事項]

(1) 国語による表現力及び理解力の基礎を養うため、A及びBの指導を通して、次の言語に関する事項について指導する。

ア なまりや癖のない正しい発音で話すこと。

タ 共通語と方言とは違いがあることを理解し、また、必要に応じて共通語で話すようにすること。

[第5学年]

2 内容

[言語事項]

(1) 国語による表現力及び理解力の基礎を養うため、A及びBの指導を通して、次の言語に関する事項について指導する。

ツ 必要な場合には、共通語で話すこと。

[第6学年]

2 内容

[言語事項]

(1) 国語による表現力及び理解力の基礎を養うため、A及びBの指導を通して、次の言語に関する事項について指導する。

ツ 必要な場合には、共通語で話すこと。

2. 9 昭和52年度「中学校学習指導要領」(昭和56年4月施行)

第2 各学年の目標及び内容

〔第1学年〕

2 内容

〔言語事項〕

カ 話し言葉と書き言葉、共通語と方言、音声と文字、表記の仕方などについて理解し、また、敬語の使い方を身につけること。

2. 10 平成元年度「小学校学習指導要領」(平成4年4月施行)

第2 各学年の目標及び内容

〔第3学年〕

2 内容

〔言語事項〕

(1) 国語による表現力及び理解力の基礎を養うため、「A表現」及び「B理解」の指導を通して、次の言語に関する事項について指導する。

ア 発音及び発声に関する事項

(ア) 発音のなまりや癖を直すようにして話すこと。

〔第4学年〕

2 内容

〔言語事項〕

(1) 国語による表現力及び理解力の基礎を養うため、「A表現」及び「B理解」の指導を通して、次の言語に関する事項について指導する。

ア 発音及び発声に関する事項

(ア) なまりや癖のない正しい発音で話すこと。

カ 言葉遣いに関する事項

(ウ) 共通語と方言とでは違いがあることを理解し、また、必要に応じて共通語で話すようにすること。

〔第5学年〕

2 内容

〔言語事項〕

(1) 国語による表現力及び理解力の基礎を養うため、「A表現」及び「B理解」の指導を通して、次の言語に関する事項について指導する。

キ 言葉遣いに関する事項

(ウ) 必要な場合には、共通語で話すこと。

〔第6学年〕

2 内容

〔言語事項〕

(1) 国語による表現力及び理解力の基礎を養うため、「A表現」及び「B理解」の指導を通して、次の言語に関する事項について指導する。

キ 言葉遣いに関する事項

(ウ) 必要な場合には、共通語で話すこと。

2. 11 平成元年度「中学校学習指導要領」(平成5年4月施行)

第2 各学年の目標及び内容

〔第2学年〕

2 内容

〔言語事項〕

(1) 国語の表現と理解に役立てるため、次の事項について指導する。

カ 共通語と方言の果たす役割などについて理解すること。

3. 用語の変遷のまとめ

上記の引用のまとめとして、表1を作成した。

大きな変化として捉えられるのは、昭和26年度に

表1 学習指導要領における「方言」「なまり」「標準語」「共通語」出現の変遷

年度		S22 (1947)	S26 (1951)	S33 (1958)	S43・44 (1968・69)	S52 (1977)	H1 (1989)
小学校	方言	○	○	×	○	○	○
	なまり	○	○	×	○	○	○
	標準語	○	×	×	×	×	×
	共通語	×	○	×	○	○	○
	上記他の表現		○1	○2			
中学校	方言	上に同じ (小・中の区分なし)	○	○	○	○	○
	なまり		○*	×	×	×	×
	標準語		×	×	×	×	×
	共通語		○	○	○	○	○
	上記他の表現						

1「標準的なことばづかい」

2「全国に通用することば」「その土地でしか使われないことば」

*学習指導の項目としては提示されていない。

「共通語」の語が導入された点、昭和33年度に、小・中ともに一旦「なまり」の表現が消え、小学校では方言も、標準語、共通語の語も出現がない点である。さらに、昭和33年度は、「全国に通用することばとその土地でしか使われないことばとの違い」(小4)「話しことばと書きことば、共通語と方言などのそれぞれの違い」(中1)のように、方言が共通語に相對することばであり、位相の一つとして捉える傾向が見受けられるようになっており、変化が大きい。

昭和33年度については、他に、中学校において「話しことばと書きことば」と「共通語と方言」が並列され、「違いを考えさせる」こととなっており、この時点で既に、現行のような、方言がことばの位相の一つであるとの捉え方の萌芽が示されていることが興味深い。

昭和33年度については、「共通語」の用語の広まりの影響を受け、昭和29年の「標準語教育論争」(田邊香奈, 2013)のような、国語教育界における標準語に関する論争があったこと、また、昭和33年度版は戦後の教育観から脱却し、「独立国家の国民としての正しい自覚をもち、個性豊かな文化の創造と民主的な国家及び社会の建設に努め、国際社会において真に信頼され、尊敬されるような日本人の育成を目指し」(文部科学省, 2008)たのであって、戦後の教育観から脱却しようとした時期であったこと等の背景が推測される。

一方、昭和26年度の変化の経緯については、次のような指摘がある。

「共通語」という言葉も、1949年(昭和24)年に国立国語研究所で柴田武らが白河市の共通語化の実態調査を実施してから一般化するようになった。(村石昭三, 1990)

「標準語」に代わり、国立国語研究所の調査報告書『言語生活の実態』(昭和26年)が、「全国共通語」の略として初めて用いた「共通語」という概念が、国民の言語をイメージする際に次第に一般的になっていく。テレビ等のメディアの普及や、社会の変化による地域間交流および国民の地域移動の増加等によって、共通語が全国に普及し、その使用能力が国民に十分共有されるにしたがい、国家による「標準語」制定へのニーズは官民双方において弱まっていったと考えられる。(野村敏夫, 2006. p.96)

戦後、共通語という用語が、国語教育の指導者によって教育の現場に持ち込まれた。それを受けて、当時の文部省は1951年からの学習指導要領において標準語の代わりに共通語を用いることにした。(真田信治, 2005)

前二者は国語教育の立場からの指摘、真田は日本語学の立場からの指摘となる。真田は、別稿(真田信治, 1991; p.205)では、共通語が昭和24年の白河市の言語調査時に作業仮説としての用語であったと指摘し、「しかし、以来、この用語(筆者注: 共通語のこと)は、一般に、特に国語教育の方面に急速に広まっていった」と述べている。

これらで指摘される言語調査は、いわゆる「白河調査」のことで、昭和24年に国立国語研究所が福島県白河市で行った言語生活調査を指す。調査結果は、国立国語研究所の報告書、『言語生活の実態』(1951年)として示されている。報告書中の一節として「共通語の問題」がまとめられている。

柴田武(1977)は、この調査と国語教育との影響関係について、次のように述べている。

最初、便宜的に使い始めた仮の名称「共通語」について、報告書を書く段階で、その冒頭に、このような定義をせざるをえなかったのは、調査をした昭和24年から26年の間に、すでに共通語という言葉が一般に、特に国語教育の方面に普及し始めていたという事情がからんでいる。

この記述を受け、村石(1990)、真田(1991)が上述のように示したものと考えられる。しかしながら、「国語教育の方面に普及し始めていた」の具体的な事例は、柴田武(1977)になく、実情が把握できない。

共通語という用語の出現について、時系列で追うと、次のようになる。

S.22 要領に「標準語」の記述

S.24 白河調査開始 作業仮説として「共通語」の定義

S.26 要領に「共通語」の出現

同 『言語生活の実態』発刊

白河調査の影響を受け、調査開始2年後に発行された要領に共通語という語が出現するのはやや急速に思われる。なおいえば、調査結果がまとめられた出版物と要領は同年に発行されており、不可解でもある。

白河調査での定義・用語が、どのような経緯で要領に反映されるに至ったのかについて、国語審議会の議論の経緯やその他政策資料等、複数の資料を検討したが、今のところ見当たるものがない。今後の検討課題としたい。

紙幅の都合上、国語審議会についてほとんど触れることができなかった。共通語の用語が要領に出現するようになる時期と並行して、国語審議会では標準語の問題が議論がなされ、昭和29年には「標準語のために」の報告書が提出されている（文化庁ウェブサイトより）。昭和26年前後は要領との相互影響は少ないのかもしれないが、今後、詳細に検討したいと考えている。

謝辞

東京学芸大学国語科における筆者担当の、方言地図を題材とした日本語学演習の受講生に感謝します。特に、平成28年度春学期の受講生には、方言教育ならびに教材について議論する貴重な機会となり、非常に刺激的であったことを深謝いたします。

参考文献

きょういくじん会議 (2010) 「今、「方言教育」が熱い!? 言葉の矯正から共生へ」 [\url{http://www.meijitosh.co.jp/}](http://www.meijitosh.co.jp/)

eduzine/kaigi/?id=20100104} (2016.8.31最終アクセス)
 国語審議会 (2000) 「現代社会における敬意表現」 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/old_bunka/kokugo_index/toushin/1325322.htm (2016.8.31最終アクセス)
 国立教育政策研究所 学習指導要領データベース作成委員会 (2014年12月26日:最新訂正) 「学習指導要領データベース」 <https://www.nier.go.jp/guideline/> (2016.8.31最終アクセス)
 真田信治 (1991) 『標準語はいかに成立したか』 創拓社
 真田信治 (2005) 「標準語・共通語」 真田信治・庄治博史編 『事典 日本の多言語社会』 岩波書店
 柴田武 (1977) 「標準語, 共通語, 方言」 文化庁編 『ことば』 シリーズ6 標準語と方言』 大蔵省印刷局
 田遺香奈 (2013) 「国語科の授業における地域語の使用に関する研究」 三重大学大学院教育学研究科修士論文
 野村敏夫 (2006) 『国語政策の戦後史』 大修館書店
 文化庁国語施策情報 http://kokugo.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/joho/index.html (2016.8.31最終アクセス)
 松丸真大 (2016) 「方言教材の開発と方言教室の開催」 報告」 方言研究会第102回研究発表会予稿集
 村石昭三 (1990) 「共通語」 『新教育学大事典』 第2巻, 第一法規出版
 文部科学省 (2008) 「学習指導要領等の改訂の経過」 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/idea/_/icsFiles/.../1304372_001.pdf (2016.8.31最終アクセス)